

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：高山市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.06%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.01%
全職員	53.77%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	89.95%
本庁課長相当職	94.15%
本庁課長補佐相当職	99.94%
本庁係長相当職	92.60%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.40%
31～35年	93.04%
26～30年	93.72%
21～25年	90.61%
16～20年	79.39%
11～15年	84.22%
6～10年	77.20%
1～5年	90.52%

【説明欄】

- 職員全体に対する会計年度任用職員の割合は男性が26.5%であるのに対して、女性は67.9%と、パートタイムなど相対的に給与水準の低い職員が占める割合が大きい。
- 扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当総額に占める男性への支給額の割合は90.4%、住居手当総額に占める男性への支給額の割合は74.2%となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。